

一 會社側

(1) 廿六日 従来より 争議ニ参加セザル以外ノ従業員全部ニ対シ 職
改革ヲ採リ 事務所階上其ノ他ニ臨時等 宿舎ヲ設ケテ収容
(2) 廿六日 従来以下 幹部會々 協議ノ結果 争議参加者ハ全部
解雇ニ決定ス

(3) 廿八日 争議参加職工男三十四名 對シ 書面ニ依リ 解雇通知ヲ
發ス 廿九日 迄出勤マサル 工場遠方トシテ 解雇処分ニ
附スル者提示

(4) 籍詰中ノ職工中 用件アリテ 帰宅ヲ欲スル者ニハ ヤキ 許容セリ
(5) 會社側ノ態度ハ 極メテ 強硬ナリ

(6) 男女工ノ 混泊衛生施設ニ 用ニ當ル 廠内ヨリ 嚴重ナル 警告ヲ受ケ 漸
次改善中

二 争議團側

(1) 廿七日 別添ノ如ク 印刷物一冊 枚印刷本由所 一冊ニ之ヲ 配布

(2) 團員江口一部 外 幹部 檢察中 ナリ 以テ 収放方所 籍着ニ
願出ス

(3) 資金調達ノ 爲メ 行方隊ヲ 組織 井 資三部ヲ 隊長トシ 二人一
組ツ、五組 締成 菓子ノ 行方隊ヲ 團長

(4) 別添(1)ノ如ク 印刷物ヲ 以テ 工場内 職工ノ 誘致ニ 努ムルモ 効果
上ラズ

(5) 廿九日 團員江口一部 及 大衆黨員ニシテ 本團町議タル 吉野増
次等ハ 工場ノ 臨時職工 寄宿ニ 対シ 凡規 衛生上ヨリ 論難シ
廳ハ 訪問 陳情

(6) 三十日 解雇通知ヲ 受ケタル カ之ヲ 一括シ 郵便ニシテ 會社ニ 返送
(7) 廿九日 洋モス 女工ノ 名ヲ 藉リテ 別記(1)ノ 如ク 印刷物ヲ 工場内
ニ 投入 女工ノ 父兄ニ 對シテハ 別記(3)ノ 如ク 印刷物ヲ 配布シ
テ マツ行フ

三 警察下中 故